

6. 社会支援部門

6.1 減災・防災委員会（2016～）

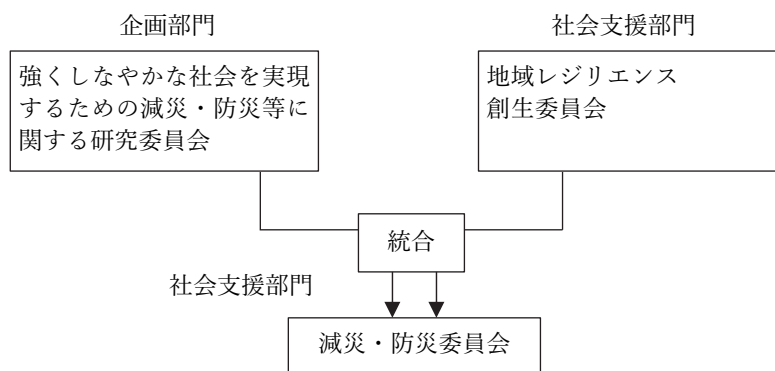
(1) 設置の背景と経緯

自然災害に対し、専門的な知見を社会に発信し、自然災害に強い国土の構築に寄与することは土木学会の主要な活動の一つである。そのため、東日本大震災以降、研究委員会や支部でも減災・防災に関するさまざまな活動が行われてきた。

土木学会の減災・防災に関する活動は、学会の2015年度から5年間の活動計画であるJSCE2015においても、「震災からの復興と防災・減災のための基盤（ハード・ソフト）構築」として重点課題の一番目に挙げられている。また、JSCE2015では重点課題として、「活動の有機的結合とその評価」も挙げられており、各部門および各委員会が連携してこれからの社会が求める技術サービスと社会サービスを開発し、それを顧客である市民に提供することも目標としている。

このような背景のもと、土木学会の本部や支部で行われている減災・防災に関する様々な活動の実施効果を上げるために、減災・防災に関する学会内の活動のモニタリングや調整を行いつつ、支部の共通的な課題や減災・防災に対する学会としての取組みを検討する常設委員会の設置が必要となった。そのため、2013年から企画部門に設置された「強くしなやかな社会を実現するための減災・防災等に関する研究委員会」の活動内容を引き継ぎ、2015年から社会支援部門で活動している「地域レジリエンス創生委員会」の役割や体制の充実・拡大を行なう新たな常設委員会として、2016年11月に「減災・防災委員会」が設置された。

表 6.1.1 減災・防災委員会の設置



(2) 活動目的と活動内容

本委員会は、主に学会内の活動のモニタリングと調整を行いつつ、支部の共通的な課題や減災・防災に対する学会としての取組みも検討する委員会と位置づけられている。また、2015年6月に公表された「自然災害に強いしなやかな国土の創出のために－行動宣言と行動計画－」の実施を促進することも目的とし、活動内容は以下の様に整理されている。

- (1) 安全かつ自律的で持続的な自然災害に強いしなやかな国土の創出に関連する問題の研究、調査。
- (2) 研究、調査成果の社会実装のための、国及び地方の行政機関並びに市民団体、地域社会と連携し

た活動。

- (3) 安全かつ自律的で持続的な自然災害に強いしなやかな国土の創出に関連する国内および国外の学協会関係機関との研究連絡。
- (4) 発災時での学会内および関連機関との連携組織の構築と維持・運営。
- (5) その他目的達成のために必要な事項。

なお、(4)を除く項目は、地域レジリエンス創生委員会規則の事業内容と同一であり、地域レジリエンス創生委員会の基本的概念である支部の自主性を尊重することを前提とした。また、支部の共通的な課題や研究委員会の枠を超えた減災・防災に対する取り組みを行う際には、小委員会を作成して検討することとしており、現在下記の2つの小委員会が設置されている。

1) 緊急対応マネジメント小委員会

緊急対応マネジメント小委員会は、主に上記(3)および(4)の課題への対応のために設置され、

- ・発災時緊急対応のための手順、学会内および関連機関との連携体制の構築・維持・運営手法の整理
- ・土木学会災害緊急対応規定の見直し
- ・災害調査ガイドライン（最低限の派遣ルール）の作成
- ・他機関との連携内容の整理・例示
- ・過去の災害時対応の整理と対応タイムラインの策定

等の検討を行っている。

2) 減災社会システム構築小委員会

減災社会システム構築小委員会は、減災・防災委員会のミッションのうち、主に(1)および(2)に関わる問題に対応するために設置され、減災・防災についての中長期的な課題の整理を行っている。

表 6.1.2 減災・防災委員会の歴代委員長（2016～2024）

任期（年度）	委員長
2016～2024	岡安 章夫（東京海洋大学）

6.2 インフラメンテナンス委員会（2018～2020）

(1) 委員会活動の経緯

中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受けて、土木学会では、2012年12月に、学会内の調査研究部門委員会の代表者から構成された「社会インフラ維持管理・更新検討タスクフォース（委員長：橋本次期会長（当時）」（以下、「社会インフラTF」）が設置された。社会インフラTFでは、2013年3月に活動の中間報告として「社会インフラ維持管理・更新の課題についての学会の対処戦略（案）」が公表され、その中で①「社会インフラの維持管理・更新に関する知の体系化」、②「人材確保・育成」、③「制度の構築・組織の支援」、④「入札・契約制度の改善」、⑤「国民の理解・協力を求める活動」の5点が重点課題と位置付けられた。2013年6月には「社会インフラの維持管理・更新の重点課題に対する取り組み戦略」が公表され、今後の活動の方向性がより具体化された。

この取り組み戦略は、テキストブック編纂や人材の確保・育成など、既存の調査研究部門等委員会での個別の取り組みのみならず、テキストブック編纂や人材の確保・育成などの分野横断的な取り組みが必要となる点が多く含まれることから、これまで活動してきた社会インフラTFの会議体を中心として、「社会インフラ維持管理・更新の重点課題検討特別委員会（橋本鋼太郎委員長）」として再編成され、土木学会

の取組み戦略，特に分野横断的な取組みが推進された。

2018年度には，取組み戦略で示した内容がそれまでの精力的な活動により概ね実行され，社会インフラ維持管理・更新の重点課題検討特別委員会は当初の役割をほぼ終えたことから，その活動は社会支援部門に設置されたインフラメンテナンス委員会に引き継がれた。インフラメンテナンス委員会の歴代委員長を表6.2.1に示す。

表 6.2.1 インフラメンテナンス委員会の歴代委員長（2018～2020）

任期（年度）	委員長
2018～2020	久田 真

インフラメンテナンス委員会では，他分野との連携や将来のインフラおよびインフラメンテナンスのあり方についての検討が行われた。これは，インフラメンテナンスが扱う領域がきわめて幅広く，既存の土木の枠の中では解決できない課題が多いこと，インフラメンテナンスの取組みは我が国が抱える社会問題と密接な関係があるためである。

2020年4月からは，「JSCE2020-2024～地域・世代・価値をつなぎ，未来社会を創造する～」が始動したが，JSCE2020-2024（略称：JSCE2020）の策定にあたっては，「中期重点目標」が定められ，この5年間に重点的に取り組む事項が社会や会員に対して具体的に示された。あわせて，「中期重点目標」の達成に向けて学会全体として重点的に取り組むために4つの「プロジェクト」が立ち上げられた。この4つのJSCE2020プロジェクトの1つとして，「メンテナンスの担い手を育て，インフラを守る～インフラメンテナンスの確実な実施のための教材・人材開発と自治体支援を視野に入れた枠組み構築～」(プロジェクトリーダー：久田真)が選定され，本委員会がこの実施主体となった。このプロジェクトでは，JSCE2020期間中に下記の活動を実施することが計画された。

1. メンテナンスの教材開発・ライブラリー化
 - ・初学者向けオンライン教育（JMOOC）のコンテンツ作成
2. 支部や地域の大学，住民の協力による自治体支援
 - ・住民参加型メンテナンス活動の全国展開
 - ・舗装を対象とした出前講座
3. メンテナンスを通じた「未来のインフラ」のあり方の提言
4. メンテナンスのあり方を問うシンポジウムの定期開催

(2) 委員会の主催行事

インフラメンテナンス委員会では，活動期間中，以下の2回のシンポジウムが開催され，本委員会の活動成果を社会に発信するとともに，関係する専門家からの話題提供やパネルディスカッションが行われた。

- ①2019年2月28日：「非破壊試験が拓くインフラメンテナンスの未来」（日本非破壊検査協会との共催）
- ②2019年11月26日：「インフラメンテナンスが拓く我が国の未来」

6.3 インフラメンテナンス総合委員会（2020～）

(1) 委員会活動の経緯

土木学会では様々な委員会等でインフラメンテナンスに関する活動が展開されてきたが，JSCE2020

プロジェクトが始動するにあたり、学会としての方向性を明確に打ち出して、活動をさらに加速させることを目的として、2020年度に、既存のインフラメンテナンス委員会、社会インフラ健康診断委員会、インフラマネジメント新技術適用推進委員会、インフラメンテナンス（鉄道）特別委員会を統合して、インフラメンテナンス総合委員会が設置された。本委員会の委員長には、当該年度の土木学会会長が就き、活動の活性化と情報発信の強化が図られた。インフラメンテナンス総合委員会の歴代委員長を表6.3.1に示す。

表 6.3.1 インフラメンテナンス総合委員会の歴代委員長（2020～2024）

任期（年度）	委員長	任期（年度）	委員長
2020	家田 仁	2023	田中 茂義
2021	谷口 博昭	2024	佐々木 葉
2022	上田 多門		

本委員会の機能としては、インフラメンテナンスに関する学会活動の総括、基本問題の検討と提言、市民協働と啓発・発信活動が挙げられる。建設のみに依存せず、適切なメンテナンスも伴わせてインフラストックを最大限に効果的かつ長期的に使いこなし、新陳代謝が良く、生産性の高い持続可能なインフラメンテナンス産業に生まれ変わるための取組みを推進すること、また、このことに関する国民からの理解と評価が得られるよう、インフラメンテナンスの社会的地位を確立・向上させる取組みを推進することを目的に、委員会設立以降、2024年度まで精力的な委員会活動が展開されている。このことを社会に広く発信するために、2021年6月8日に、「インフラメンテナンスに関する土木学会声明 2021～今、そして未来に欠かせないインフラメンテナンス、直面する困難を乗り越えるための処方箋～」が発出された。

また、社会全体でインフラメンテナンスに取り組む機運を高め、未来世代によりよいインフラを引き継ぐべく、産学官民が有する技術や知恵を総動員するためのプラットフォームとして、2016年度にインフラメンテナンス国民会議が設立された。インフラメンテナンス国民会議には、趣旨に賛同し活動に意欲のある企業、研究機関、施設管理者、市民団体等が参加しており、特に地方自治体の多くが参加していることに特徴がある。さらに、2022年度には、インフラメンテナンスに高い関心を有する市区町村長で構成するインフラメンテナンス市区町村長会議がインフラメンテナンス国民会議の中に設立され、地方自治体における予防保全への本格転換や新技術の活用など、効率的・効果的なインフラメンテナンスの実現を目的に活動が行われている。そこで、本委員会はインフラメンテナンスに関する課題を多く抱える自治体との連携を強化するため、2023年度にインフラメンテナンス市区町村長会議と協定を結び、市区町村の抱えるインフラメンテナンスに関する課題の解決に向けて、相互に密接な連携、協働を図り、地域におけるインフラメンテナンスの推進および地域の活性化を目指した活動が開始された。

(2) 小委員会等の活動

2020年度の本委員会の設立時には、委員会の総務および企画業務を担う幹事会のほか、アクティビティ部会、知の体系化小委員会、健康診断小委員会、新技術適用推進小委員会が設置された。また、2021年度には、インフラメンテナンス表彰小委員会およびインフラメンテナンス実践研究論文集編集小委員会が設置された。各小委員会・部会の具体的な取組みとしては下記のとおりである。

1) アクティビティ部会

本部会は、インフラメンテナンスの意義を広く市民に伝え、身近なインフラに関心や愛着を持っても

らい、市民との協働によるインフラメンテナンスを実現するための方策を専門家のみならず、市民やマスコミの視点からも深く考え、全国に展開するために設置された。2021年度以降、「インフラメンテナンス・シンポジウム」の開催、年間4～5つの「インフラメンテナンス特選講義」の配信、ならびに特選講義のアーカイブ配信、インフラメンテナンス・シンポジウムでの橋守サミットの開催などが毎年度行われている。「インフラメンテナンス特選講義」では、受講者数の増加を狙って、講義を受講することで獲得できるポイントに応じたステージを認定して、ゴールドステージ以上の受講者には修了証書を発行するポイント・チャレンジプログラムが導入された。

2) 知の体系化小委員会

本小委員会は、土木分野の知識とマネジメント手法、情報通信技術、地域コミュニティ連携等の「知」を融合するため、インフラメンテナンスに関して多分野・異分野との知の融合と教材の開発を進めるために設置された。2022年度には、初学者向けのメンテナンスに関わる教材として、「“はじめて”のインフラメンテナンス講座」が作成され、初めてインフラメンテナンスに関わることとなった自治体職員の研修等に活用されている。また、2023年度には、インフラの効果的・持続的なメンテナンスを支える機構・行為を整理した「インフラメンテナンス曼荼羅 (MANDARA)」が作成され、その活用方法等についての検討が進められている。

3) 健康診断小委員会

本小委員会は、各種インフラの全国の平均的な健康度に加え、個別のインフラ管理者や地域ごとの取組みの評価も行い、その結果を公表・解説するとともに、健康状態を改善するための処方箋を示すことを目的として設置された。また、健康であっても体力がないという状況にならないように、必要な整備水準やその予算措置の評価についても検討されている。2024年度には、2020年度に実施されたインフラ健康診断の内容が全面的に更新され、「インフラ健康診断書 2024」が公表された。2024年版では、新たに電力部門が追加されただけでなく、農業農村工学会の協力を得て、農業水利施設（土地改良施設）の健康診断結果も掲載された。

4) 新技術適用推進小委員会

本小委員会は、国・自治体・民間異業種分野との連携・協働を図りつつ、新技術の社会実装を加速するための課題解決と情報共有に努めるとともに、学会のネットワークを活用した新技術の地域実装支援と国内技術の海外展開を目的に設置された。主な活動としては、新技術の適用推進支援のために、上田記念財団からの寄付金を活用した新技術の国際展開および地域実装への研究助成であり、2024年度まで継続的に行われている。

5) インフラメンテナンス表彰小委員会

本小委員会は、インフラメンテナンスに関する優れたプロジェクト（事業）、人・団体（技術者、管理者等）、個別要素技術（点検・診断・施工方法・材料等）および論文（実践的研究）を評価し、共有することによりメンテナンス関係者のインセンティブを高めることを目的としたインフラメンテナンス分野の表彰を行うために設置された。具体的には、インフラメンテナンスプロジェクト賞、インフラメンテナンスチャレンジ賞、インフラメンテナンスエキスパート賞、インフラメンテナンスマイスター賞、インフラメンテナンス実践研究論文賞、インフラメンテナンス特別賞の募集、選考、表彰等が行われている。

6) インフラメンテナンス実践研究論文集編集小委員会

本小委員会は、インフラメンテナンスに関する有益な取組み事例や実践例を対象とした論文を募集し、その査読、編集、発行等を行うことを目的として設置された。インフラのメンテナンスを効率的、効果的に実践していくためには、メンテナンスの実施主体や実施方法のしくみを工夫した実践例、新技術を

導入した好事例は工学上、実用上の価値が高いものであり、これらを学術論文として広く公表することは極めて有意義である。採択された論文については、毎年2～3月に開催されるインフラメンテナンス・シンポジウムにて口頭発表が行われる。また、2023年からは「インフラメンテナンス実践フォーラム」という新たなレポート集が発刊され、インフラメンテナンスに関わる創意工夫の実践例またはアイデア、課題、提言、研究、開発、調査、教育等の情報共有が図られている。

(3) 委員会の主催行事

インフラメンテナンス総合委員会では、2021年度以降、毎年、インフラメンテナンス・シンポジウムが開催され、インフラメンテナンス実践研究論文集およびインフラメンテナンス実践フォーラムに掲載された論文・報告の発表の場となっている。このシンポジウムでは、点検・診断や補修などのインフラメンテナンスを現場で実践した事例、メンテナンスのしくみを工夫した事例、新技術の導入を図った事例など、インフラメンテナンスの特色ある取組みが共有され、産学官民の連携や住民との協働、管理者間・分野間連携などによるメンテナンスの取組みのさらなる発展・向上に寄与している。

- ①2022年3月14～15日：第1回インフラメンテナンス・シンポジウム
- ②2023年2月27～28日：第2回インフラメンテナンス・シンポジウム
- ③2024年2月28～29日：第3回インフラメンテナンス・シンポジウム

(4) 委員会活動の課題および将来計画・展望

インフラの健康状態に常に関心が寄せられ、自らの健康を案じるように身の回りのインフラを健全な状態に保ちたいと国民に自分事として感じてもらえるように、インフラの健康状態に関して定期的な情報発信が求められている。この際には、単なる診断結果の報告に留まらず、インフラマネジメントへの経済的・人的な投資が適切な規模であるのか、その投資の大小により我々の未来社会はどのように変わっていくのかなど政策的な提言についても含めることが期待されている。さらには、地域毎の違いも考慮した上で参考となるインフラメンテナンスの実践活動を拾い上げて、その活動を評価・公表し、他の地域の技術者にも共有される仕組み作りの構築も必要である。特に、市民協働型のインフラマネジメント活動の促進は、インフラへの愛着や、それが健全に機能することへの共感を国民に定着させることにつながる。以上のような取組みを本委員会が先導的に推進し、これらの活動を進める他の団体とのインフラパートナーシップを通じた協働にも注力しながら、インフラメンテナンスの実践活動の好例を広く発信していくことが望まれている。

6.4 司法支援特別委員会

最高裁判所事務総局民事局では民事訴訟の審理の迅速化を目指した検討が進められていたが、その一環として土木分野が関係する訴訟事案で適切な鑑定人を選定するため、2001年1月に土木学会に対し鑑定人候補者の選定協力依頼がなされた。さらに、2003年1月には、同じく最高裁判所事務総局民事局から民事裁判調停委員の推薦依頼があった。「社会との連携機能の充実」を重要課題の一つとしていた土木学会では、これを受けて社会貢献専門委員会を擁する調査研究部門にて司法支援業務を発足させた。2004年5月から、この業務は社会支援部門へ移管された。

鑑定人には守秘義務が生じる。このため鑑定人が経験したさまざまな課題を社会支援部門にフィードバックし、これを次の推薦に反映させることは困難である。しかしながら一般的な推薦枠組みを見直し、情報を共有するため、最高裁判所とは毎年、鑑定人、専門委員推薦についての意見交換を進めている。